

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の利用にあたっては、下記内容を遵守していただきますようお願い申し上げます。

### 【使用者(主催者)が順守する事項】

1. 来場者(観客・出展者・設営スタッフ等含む。以下同じ。)など場内に入る人の連絡先を把握する。
2. 以下に該当する来場者には入場しないように要請する
  - ・ 37.5度以上の発熱がある人
  - ・ 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
  - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
  - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われている方がいる
  - ・ その他、感染の疑いの不安がある人
3. 手洗い・消毒・マスク等による咳エチケット・手袋などの着用等を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
4. 定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
5. 以下の事項に取り組み密集の発生が想定されないようにする。
  - ・ 参加人数は、国が示す「催物開催に係る段階的緩和」に従う。
  - ・ 出入口で人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。

### 【施設管理者(指定管理者)の行う事項】

1. 職員の体調管理・手洗い・消毒・マスク等による咳エチケットを徹底する。
2. 施設内の換気を徹底する。
3. アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
4. トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
5. 「1.使用者(主催者)が順守する事項」について使用者に徹底する。
6. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センターに連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

・本ガイドラインを順守しない使用者(主催者)に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。